

CMTは 具体的な色を確認できます
少数色覚の正しい理解につながります
教育用色覚検査表です

取扱説明書
改訂 新版

400セット限定

2022年5月31日発売

4月23日予約受付開始

CMT

カラーメイトテスト



定価 3,300円税込

創案・開発 高柳 泰世
色彩設計 金子 隆芳
デザイン YUPLLOT造形研究室
製作 (財)日本色彩研究所
発行 (株)HARMONY(第1版発行 1995年4月)
販売 しきかく学習カラーメイト,学術研究出版

《取扱説明書》

改訂版監修 高柳 泰世
改訂版著作 大石 由紀子, ごとうあさほ, 尾家 宏昭
しきかく学習カラーメイト

改訂版マンガ・イラスト 金 孝源(キム・ヒョウオン) 別府大学文学部准教授

改訂版製作 しきかく学習カラーメイト

《付録》

DVD (色のバリアフリーをめざして~色覚特性を正しく知る~)

説明資料見本 (CMTの記録 1枚、CMT縮刷 5種各3枚)

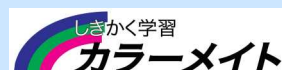
ヒトの多様性の一つである少数色覚を、医学的色覚検査で「色覚異常」と、子どもたちに伝えることは正しいのでしょうか？

CMTは、少数色覚者それぞれの「見分けにくい」色を直接確認でき、本人や保護者や教職員など、周囲の理解や支援につなげることができます。眼科医の高柳泰世氏が1995年に創案・開発した教育用色覚検査表です。

現在残るCMT400セットを、高柳泰世氏より取扱説明書改訂と販売の委託を受けたしきかく学習カラーメイトが、特典付きで限定販売します。

この機会にぜひお求めください。

2022.3.



<このような改訂をしました>

説明書のページは、多色刷りでページ大幅増

CMTは、色の感じ方が多くの人と異なる子どもそれぞれの色認識の理解と必要なサポートを明らかにする教育用色覚検査表で、医学的診断用の検査表ではありません。現在明らかになった色覚多様性の説明や、CMTテスト実施の詳細や留意点、さらに被検者や保護者説明についてもカラー印刷で、ていねいに説明しました。ページ数は従来の4倍にあたる24ページに大幅に増えました。

子どもや保護者への説明資料見本添付

色覚にかかわる検査は、事前事後の扱いが大切です。改訂版CMTには、被検者や保護者説明用の「CMTの記録」と「CMT縮刷版セット」を見本として添付しました。さらに必要な場合は、しきかく学習カラーメイトから追加購入することもできます。

<ご予約方法>

しきかく学習カラーメイトのホームページ で予約受付

予約受付 2022年**4月23日(土)～5月22日(日)** ※販売数達した場合受付終了します

一般発売 2022年**5月31日(火)** お求めは **しきかく学習カラーメイトのホームページ** で

Amazon、Bookway、全国の書店様でお取り寄せもできるようになります。※なくなり次第終了

☆予約特典「色のなかまがわかるよ！」1部510円(税込)を何部でも1部110円(税込)で販売(在庫限り)

現在CMTをお持ちの方にうれしい<改訂版CMT 別売品>

☆ **改訂版取扱説明書と記録・説明資料** 現在お持ちのCMTはそのままに…

CMTの改訂版取扱説明書と添付見本(CMTの記録1枚、CMT縮刷5種各3枚) **1セット 550円(税込) 送料別※**

☆ **CMT記録表** 改訂版CMTに1枚見本として同梱の「カラー印刷の記録表」

記録できるだけでなく、本人や保護者等への説明として **10枚 1セット 440円(税込) 送料別※**

☆ **CMT縮刷版** カラーコピーよりできるだけ忠実に色再現をしたNo.1～5の検査カードのセット

家庭に渡し「見分けにくい色」確認してもらうために **No. 1～5各10枚=計50枚 440円(税込) 送料別※**

しきかく学習カラーメイトのホームページ で販売 ご購入金額が3,000円以上は送料無料。それ未満は一律200円。

—Q なぜ、400セット限定販売なのですか？—

わたしたちしきかく学習カラーメイトは、CMTの創案・開発者で現在販売権をもつ高柳泰世氏より、現在残るCMTの販売委託を受けました。その残数が約400セットなのです。その販売にあたり、高柳氏のCMT製作意図をさらに具現化するために、氏の監修のもと取扱説明書(1995年初版)の改訂版や、少数色覚の子どもや保護者に説明する資料を作成し、現在の色覚検査を巡る状況に対応するものにしました。

なお、販売数を超える購入希望者がある場合、新しく「(仮称)改訂新版」を発刊する計画もありますが、仮に実現しても現在添付されているDVDは封入できません。つまりこの限定販売と同じものを作成できませんので、予めご了承下さい。

—Q 色覚検査は学校ですべきではないと思いますが？—

色覚検査の問題は、その目的や検査結果の活用だと、わたしたちは考えています。2001年に厚生労働省が雇用時健康診断の必須項目から色覚検査を廃止した趣旨は『異常』と判別される人でも、大半は支障なく業務遂行が可能「支障がないにもかかわらず採用制限が見られる」ためとしています。つまり、医学的診断結果で職業適性は測れないということを明示し、採用制限が不必要に行われていることの問題提起をしたのです。

そうした状況の中、子どもや保護者が色覚のちがいに不安や疑問を抱いている場合、色覚多様性の正しい知識を伝えたり、的確なアドバイスをしたり、相談を受けたりすることは、教員に求められることになります。なぜなら、医学的診断では診断名はつけられても、子どもたち個々の「見分けにくさ」の把握はできません。その子の日頃の様子もわからないため、必要なサポートも個別にはできないのです。

人にあるさまざまなちがい・多様性を認めていこうという現在、少数色覚をタブーのようにせず、その正しい理解を進めるとともに、個々のちがいを学校や家庭が理解し、必要なサポートにつなげていくことが大切だと、わたしたちは考えています。